

最高裁秘書第2925号

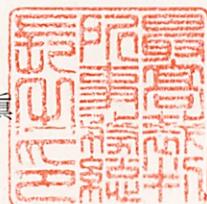
令和3年9月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、  
下記2の理由により是正すべきと判断しましたので、通知します。  
なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官任官希望者に対する採用面接等の予定（片面で1枚）

##### (2) 苦情の申出がされた日

7月7日付け（同月9日受付）

#### 2 判断の理由

苦情の申出を受けて改めて検討した結果、1の(1)の文書で不開示とした部分については、公にすることにより、今後的人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものではないと判断したので、開示することとした。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）